平成24年鞍手町議会第4回臨時会会議録(第1号)												
	平成24年 8月 8日											
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂											
		開会開議										
開閉会日時	<u> </u>	成24年 8月 8	川野高實									
及び宣告		閉会	議長									
	<u> </u>	成24年 8月 8	川野高實									
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別					
	1	熊井照明	出矢	1 1	宇田川	亮	出矢					
出席及び	2	須 山 由紀生	出矢	1 2	岡崎邦	博	出矢					
欠席議員	3	星 正彦	出矢	1 3	栗田幸	則	出矢					
	4	仲 野 守	出矢									
出席 13人	5	田中 二三輝	出欠									
<b>欠席</b> 0人	6	原哲也	出欠									
<b>欠員</b> 0人	7	川野高實	出矢									
	8	須 藤 敏 夫	出矢									
	9	久保田正之	出欠									
	1 0	武谷保正	出欠									
会議録署名議員	5	田中 二三	輝	6	原	哲	也					

職 務出 席	議会事務 局 長	渡	辺	智	文	出	矢	議会 局長	事務 補佐	武	谷	朋	視	出矢
	町長	柴	田	好	輝	出	矢	会計	課長	久	保 田	日隆	<u> </u>	出矢
	副町長	本	松	古	憲	出	矢	建設	課長	森	-	茂	樹	出矢
	教育長	Щ	本	喜	久男	出	矢	企画 課	財政 長	Ξ	戸	公	則	出矢
	総務課長	白	石	秀	美	出	矢	上下課	水道 長	中	岡	和	之	出矢
地方自治法	福祉人権課 長	鯵	坂	健	<u>-</u>	出	矢	病院	事務 長	中	野	眞	路	出矢
第121条	税務住民 課 長	藤	原	光	徳	出	矢	教育	課長	筒	井	英	和	出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢		健康 長	長	友	浩	_	出矢
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	Ø	ک	お	り			
付議	事件					別	紙	0	ح	お	ŋ			
会議	経 過					別	紙	Ø	ح	お	り			

# 平成24年第4回鞍手町議会臨時会議事日程

8月8日 午後1時開議

# 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第51号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例

日程第4 議案第52号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第53号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算

日程第6 議案第54号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第55号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第8 議案第56号 平成24年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第57号 財産の処分

平成24年8月8日(臨時会)

開議 13時00分

## ○議長 川野 高實君

只今から、平成24年第4回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されています土地売買に関する契約書の写しと、赤水処理施設関係資料をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において5番議員 田中二三輝 君及び6番議員 原 哲也君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 〇町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第51号について提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第51号は、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例であります。

本条例は、NEDOが予定しています、旧松岡炭鉱抗廃水改善対策工事に関連して、本町が実施します、泉水団地改良住宅移設事業に要する資金に充てるため、新たに基金を設けるものであります。

以上が日程第3 議案第51号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

# ○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第51号について、質疑はありませんか。

仲野 守君。

### ○4番 仲野 守君

鞍手町泉水団地の改良住宅基金を新たに設けるわけですが、この基金を設ける趣旨をもう 少し具体的に教えて頂けないかと思います。

基金を設ける以上、入って来るお金もあるのかな。出て行くだけのことなのか、その辺を 含めて具体的に教えて下さい。

## ○議長 川野 高實君

副町長。

#### 〇副町長 本松 吉憲君

基金条例を設けますのは、事業期間が複数年に亘ると。NEDOから補償金として今回受け入れるわけですが、これをもって事業に当たって行くと。

もう1つは、当然補償費だけですと、移転実施までの相対的な事業費が賄えないという部分がございますので、調査設計した上で、それに伴う必要なもの、契約書に当然その部分は謳っていますが、そういった金額については改めてNEDOから、協議の上支出して貰うということで、今後も歳入の要件はございます。以上です。

# ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

また新たにお金が入って来るからということで基金にしたということですが、基金の中で 非常に分かりにくいのは、条例の中に運用規定がないのです。

この運用がなければ、この基金は貯めるだけで、お金を出すところがどこに出すのか、何 の規定でもって出すのか、その運用規定がないのはどういうことですか。

これから特別会計にお金を出したりしないといけないと思いますが、運用の規定が載っていないと思いますが。これは間違いではないでしょうか、手落ちではないでしょうか。

もう一度説明をお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

企画財政課長。

# 〇企画財政課長 三戸 公則君

地方公共団体が基金を設ける場合につきましては、地方自治法の第241条に基づいて、 この基金を設けることが出来るというふうになっています。

自治法の第241条の第1項では、条例に定めるところにより、特定の目的のために財産 を維持し資金を積み立てて、又は定額の資金等を運用するための基金を設けることが出来る というふうに規定してありますので、今回この条例に定めて、この基金を定めることとして います。

その目的としましては、条例の第1条のところで、設置の目的を掲げていますので、この 泉水団地改良住宅移設事業引当基金ということで運用することとしています。以上です。

#### ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

ここに新たに基金条例が(案)が出来上がっているわけです。この案の中には自治法その 他云々というのは何もないわけです。

この中に運用益の取り扱いとかは載っています。運用について載っていないものは、これ

をどこに出すか。ただ地方自治法には基金の場合はこういうふうに載っていますというので したら、この基金条例の中に詳しく書いて頂かないと。これを充てるとか、地方自治法のこ の部分をそれに充てる等を書き入れないことには、これでは運用規定にならないと思います。

どこの市町村でも、近隣の遠賀町でも運用は必ず載っています。基金に属する現金は特別会計及び土地開発公社等に貸し付けることが出来る。運用が出来るという形の中で、この運用規定というのを設けているわけです。

鞍手町の土地開発基金条例をこのまま引用して書かれただけのことで、この中に運用がないわけです。西川かんがい揚排水基金、谷山池パイプライン、だから運用益だけのことで、 使用について、これはいらないから運用が抜けているわけです。

今回は、基金として入れたお金を特別会計で使って、新たに財産を購入し、町営住宅を建てるわけでしょう。この運用規定がなければ話にならないと思いますが、もう一度お願いいたします。

# ○議長 川野 高實君

企画財政課長。

# 〇企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず第1条を読ませて頂きます。

設置の目的としまして第1条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が施工する旧松岡炭鉱坑廃水改善対策工事に伴い、本町が実施する鞍手町泉水団地改良住宅移設事業に要する資金に充てるためと、いうふうに、ここでまず目的と事業を明記しています。

そして鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金を設置するということで、ここで設置の 目的を謳っています。

そして財産の基金については、第6条のところの処分というところがございます。この処分のところで、基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる、というふうに規定していますので、これで基金条例というふうになっています。

#### ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

第1条は、この基金条例を立ち上げる趣旨ですよ。NEDOから財産を処分したのに対してこれだけのお金を頂く、それを基金に積み立てますよという説明だけでしょう。設置の目的と書いているとおりです。基金を使う時に運用というのが抜けているのが分かりませんか。他の市町村は必ず書いていますよ。その中から特別会計にお金を振り分けたりするのではないでしょうか。

財産の処分というところは、処分は処分であって、また趣旨が違って来ているのではないかと思います。もう一度詳しくお願いします。

## ○議長 川野 高實君

総務課長。

## 〇総務課長 白石 秀美君

これまでも基金条例をいろいろなものに定めていますが、その中でも言われる、どういった事業に充てるのかという部分の取り扱いというのは、処分というところで明記がされています。基金の運用ということになると、またちょっと意味合いが違って来ると思います。

# ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第52号について提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第52号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、泉水団地改良住宅移設事業に伴う収支を一般会計から分離し、会計処理を 明確にするため、新たに特別会計を設けるものであります。

以上が日程第4 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

# ○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第52号について質疑はありませんか。

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

議案第51号でも言いましたが、一般会計から分離し、会計処理を明確にするためにということで、特別会計が設けられています。

この特別会計はどこからお金を持って来るのか、この基金から出し入れしないといけない というふうに思いますが、その辺をもう一度お願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

企画財政課長。

# 〇企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

普通公共団体が特別会計を設ける場合は、特定の事業を行う場合に、その特定の歳入をもって特定の支出に充てて、これを一般会計と切り離して行うということで、特別会計を設けることとなっています。

今回この特別会計を設けるに当たって、歳入につきましては、NEDOより現在の土地の 売払収入の部分、その移転に伴う補償金等で、後程次の予算の方でご審議頂くことになるか と思いますが、その段階で歳入が入って来るようになっています。その歳入をもって事業に 充てるという形になっています。

# ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

特別会計の資金源というのは、あくまでも基金から来るわけでしょう。基金を運用して来るわけですね。基金を使うのに条例の中の処分で全部措置されるということですね。

今からは、運用とかは一切なく、全部基金を一部処分するということで、これに基金から 充てるということで、そう解釈してよろしいわけですね。

## ○議長 川野 高實君

企画財政課長。

#### 〇企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

次の議案のところにも重なったご説明になるかと思いますが、今回特別会計を設けるにあたっては、NEDOより約7億2千万円ほどの土地の売払収入、財産収入の部分と、移転補償費ということで、今年度中にその収入がある予定になっています。

先程、副町長もご説明いたしましたが、この7億2千万円の内に平成24年度に係る事業 部分と、平成25年度に係る事業部分と、平成26年度に係る事業分とがございます。

具体的に申しますと、26年度、最終年度に行われる事業費としましては、最終的に移転が終わった後に、既存の住宅を解体する事業費というのが26年度に執行されることになりますが、この部分につきましては、本年度に歳入として入って来ますので、この部分については、歳入としてはNEDOさんから頂いて、その分で24年度に使う部分で残りの部分は一旦基金の方に積み立てるという形で整理するようにしています。

そして一旦積み立てたお金で平成25年度に必要な事業費については、その基金を取り崩して25年度の予算の特別会計に繰り入れて実施する。

26年度に必要な部分については、26年度にその基金から取り崩して特別会計に繰り入れて事業を実施するというような流れになっています。以上です。

#### ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

非常に分かりにくいですね。基金の中の一部だけを必要に応じて取り崩すとか、これは言葉の中で間違いの起きやすいものです。

処分することにおいて、これを運用規定というものを初めから設けていれば、何の必要もなく、苦しい答弁もしなくて済むと思います。

あくまでも一部だけを処分する、必要金額だけを処分するというと、結構ややこしい問題 になって来ると思いますが。

# ○議長 川野 高實君

企画財政課長。

# 〇企画財政課長 三戸 公則君

基金の設置と、その基金の処分の仕方というものにつきましては、一応条例の制定としましては、現在鞍手町ではこのスタイルで行っていまして、これまでも他の基金につきましても、この条例のスタイルで行っておりますので、その運用については何ら問題はないと考えています。

# ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第53号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第53号について提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第53号は、平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、泉水団地改良住宅移設事業に伴う費用について調整し、予算総額を歳入歳出それでれて億2035万円としています。

以上が日程第5 議案第53号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第53号について、質疑はありませんか。

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

7頁、財産売払について、財産収入として約8561万4千円上がっています。これは土地のみの売却であって、財産ということになると建物についても町有財産だというふうに認識いたしますが、どうして土地だけの財産収入しか上がっていないのか教えて下さい。

## ○議長 川野 高實君

副町長。

# ○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

土地につきましては、当然固定資産でございますので、土地売り払いということで、売り 払うということで財産処分ということにいたしています。

建物につきましては、移転ということでございますので、いわゆる補償費という形で受け 入れるようにいたしています。以上です。

# ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

建物は移転費ということで上げておられるということですね。新しく土地を購入されるわけですね。財産購入に対しても、はっきり場所が決まっていなくて、今からのことになると判断してよろしいでしょうか。

もう1点は、一般管理費として約605万円ほど計上されていて、これは2名分の給料だということですが、これは泉水の改良事業に係わる職員さんなのか、その辺重ねてご説明をお願いいたします。

### ○議長 川野 高實君

総務課長。

# 〇総務課長 白石 秀美君

今回の泉水改良住宅の移設事業に従事させるための職員2名分を措置しているわけでございます。

# ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

最初に聞いていたでしょう。財産の土地は今言ったことですが、建物は対象事業等があるので、私は新しく土地の購入の件についてもお尋ねしていましたが。

#### ○議長 川野 高實君

副町長。

### 〇副町長 本松 吉憲君

今回、予算の中で調査委託設計費を計上いたしています。これで候補地等の調査をして、

面積等が確定した段階で用地取得等を計上する予定にいたしています。以上です。

## ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

改良事業についての土地ははっきり決まっていないということで、今後の購入予定だとい うことで認識してよろしいですね。

もう1つは、先程の一般管理費約650万円、2名ということですが、建物を解体されて建てられるわけですから、その辺に精通されている人が当然2名の中に職員として雇われるのか、技能職として雇われるのか、一般職として雇われるのか、その辺を重ねてお聞きします。

# ○議長 川野 高實君

副町長。

#### ○副町長 本松 吉憲君

移転先の候補地につきましては、以前申し上げましたように、じん芥の土地ということで 想定いたしています。これは先程も言いましたように、実際に調査、測量をした上で確定し て協議していくということになります。

職員につきましては、現在おります職員、土木と建築2名上がっていますが、もう1つは、 実施段階に当たりましては、精通したコンサルタントといったところとも委託して、事業を 推進したいと考えています。以上です。

#### ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

改良住宅の移転先が泉水のじん芥処理施設の中に決まっている。緩衝地に決まっているということで、今副町長から具体的に聞きましたが、決まっているわけですね。

それについては、当然鞍手町がそこを候補地として、じん芥処理施設組合があるわけですが、そこの手続き上は終わって、ただ測量だけが終わっていないということですね。

#### ○議長 川野 高實君

副町長。

# 〇副町長 本松 吉憲君

じん芥組合とは、移転先の候補地としての協議で、協力して頂けるという段階でございます。手続き等については、今後確定した段階で正式にじん芥組合に申し入れるという形になろうかと思います。以上です。

### ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

#### ○12番 岡﨑 邦博君

9頁に測量設計等委託料 5 8 0 0 万円とありますが、これは「等」まで付いているのですが、この中身について、測量、設計の他にどういう委託があるのかをお尋ねします。

## ○議長 川野 高實君

建設課長。

# ○建設課長 森 茂樹君

測量設計委託料の5800万円の内訳でございますが、用地測量としまして、その中で基準点測量とか、路線測量、境界測量、平面図作成、そういうものがございます。

それと設計業務といたしまして、道路の設計、附帯橋梁の設計、法面工の設計がございます。ボーリング調査を4箇所するようにしています。

開発申請業務としまして、整地の設計、排水設計、調整池の設計、開発申請処理等の作成、 総工事費の概算設計等で総額5800万円で予算計上させて頂いています。以上です。

# ○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

# ○12番 岡﨑 邦博君

これは委託する場合に、これはコンサルには1社に任せるのですか。それとも中身が色々と違うようなので、数社に分けて委託するようになるのですか。

# ○議長 川野 高實君

副町長。

#### ○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

基本的には全体を一括して委託するのが一番理想的だと思います。業者が多岐に亘ると調整等の色々な問題が出て来ます。そこで開発を手がけたコンサルタントに委託したいと考えています。以上です。

### ○議長 川野 高實君

岡﨑 邦博君。

# ○12番 岡﨑 邦博君

その場合に5800万円の委託ということですが、これは契約又は工事等の5千万円以上 は議決要件ということになるのですが、一括するということになれば議決要件ということに なるのですか。

### ○議長 川野 高實君

総務課長。

# ○総務課長 白石 秀美君

議会の議決に付すべき議案では、工事請負契約のみになっていますので、委託業務は対象 となっていません。

### ○議長 川野 高實君

岡﨑 邦博君。

## ○12番 岡﨑 邦博君

歳入のところですが、先程も質問がありましたが、土地の売払と移築補償費として、合計で7億2千万円ほど上がっていますが、これで町営住宅の移転全てを完了する金額になるのかどうかをお尋ねします。

# ○議長 川野 高實君

副町長。

# 〇副町長 本松 吉憲君

今回NEDOから来る金額につきましては、現在の町営住宅の敷地と建物等を、用対連というのがありますが、そこの補償基準に基づいて算出して頂いています。

建物につきましては、民間でいう減価償却分、これは町としては利益というふうに見なされて、その分は当然補償額には入ってきません。

今回協議が長引いたのは、補償費だけでは土地を新たに購入して、造成して、建築までという費用にはとても不足するという点から、NEDOと協議を再三重ねて来ています。今回金額は明示されていませんが、調査、設計後にNEDOと再協議して、機能回復出来るための費用は新たにNEDOと協議して、出して頂くというような形になっています。

契約書もその旨謳っていますので、最終的には増額して頂いて、全て終わらせたいと考えています。以上です。

# ○議長 川野 高實君

岡﨑 邦博君。

# ○12番 岡﨑 邦博君

今のお答えですと、町の手出しが極力なくて、NEDOの方からの支出というか、繰入に よって全て移転が出来るという見通しはあるということでいいのですか。

#### ○議長 川野 高實君

副町長。

# 〇副町長 本松 吉憲君

先程申しましたように、町の負担というのは減価償却分、これは当然利益と見なされますのでその分は来ないと。ただ移転先とか、現地の状況によって造成費等がどの程度掛かるのか見込めないと。今の想定では相当の資金不足が起きるということから、その辺の協議を重ねて来たと。それに対しては、機能回復のための費用については、精算方式でNEDOから出すということで協議が整いましたので、今回こういう形で提案させてもらっています。以上です。

# ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第54号から日程第8 議案第56号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長 柴田 好輝君

日程第6 議案第54号から日程第8 議案第56号までの3件について、一括して提案 説明を申し上げます。

この3件の補正予算につきましては、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算の設置並びに、本年4月及び7月の職員の人事異動に伴う、人件費の組換え等を行うものであります。

日程第6 議案第54号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第3号では、歳入歳出それぞれ2009万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ63億6254万円としております。

日程第7 議案第55号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号では、歳入歳出それぞれ152万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億2803万5千円としています。

日程第8 議案第56号 平成24年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号では、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、支出予算で97万円を減額し、支出総額を3億2909万4千円としています。

以上が日程第6 議案第54号から日程第8 議案第56号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

# ○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第54号について、まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

- 1款 議会費及び2款 総務費について、8頁から10頁まで質疑はありませんか。 次に進みます。
- 3款 民生費及び4款 衛生費について、10頁から13頁まで質疑はありませんか。 次に進みます。
- 6款 農林水産業費から10款 教育費まで、13頁から15頁まで質疑はありませんか。 これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

質疑をお受けします。

7頁について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第56号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第56号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第9 議案第57号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# ○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第57号について、提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第57号は財産の処分であります。

本議案は、鞍手町泉水団地改良住宅用地の一部を、NEDOに対し売買により譲渡するものであります。

以上が日程第9 議案第57号の提案説明であります。 ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

## ○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第57号について、質疑はありませんか。

岡﨑 邦博君。

# ○12番 岡﨑 邦博君

ここは財産の処分ですが、町有財産審議会についてはいつ開かれたのか、またどのような 議論をされたのかをお尋ねします。

# ○議長 川野 高實君

副町長。

# ○副町長 本松 吉憲君

町有財産の処分の審議会、これは不用地等を処分するときに開くということで、相手が民間とか、そういった場合を想定いたしています。

今回は公共事業に通ずるものということで、審議会を開催していません。以上です。

## ○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

# ○12番 岡﨑 邦博君

そういう要綱でしたか。100㎡以上の財産の処分については、町有財産審議会を開催するということになっていたのではないかと思いますが、これは100㎡でなく1万㎡を処分する話ですから、相手先がどこで、どういうふうに民間に売り払うとか、公共事業に充てるとか、そのような規定があったかどうか、ここでは覚えていませんが、どうなっているのかお尋ねします。

### ○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時43分 再会 13時48分

# ○議長 川野 高實君

会議を再開します。

副町長。

#### ○副町長 本松 吉憲君

ご指摘のように審議会要綱には、1件100㎡以上で審議会を開くということになっています。審議会のメンバーは管理職会で、会長は私という形になっています。

この要綱でいきますと、全てかという部分が明記されていないという部分がございます。 これについては整理する必要があるかなと。今回の分は先程申しましたように、公共事業に 関連したものであるということと、これまで管理職会の中で泉水の状況を具に報告して、こ ういう方向で行っていると。こういった情報提供を行いながら今回まで来ていますので、この部分については再度煮詰め直して、要綱そのものをもう少し具体化するか検討したいと思います。以上です。

# ○議長 川野 高實君

岡﨑 邦博君。

#### ○12番 岡﨑 邦博君

要綱そのものを検討するということは必要だと思いますし、本当に土地の処分について、 行政の職員だけでいいのか。また土地評価委員等も町にいらっしゃいますね。そういう第三 者の方も入れて、処分について検討するということも必要ではないかなと思います。

ただ今回は公共事業だから、そういった町有財産審議会を開かなくてもいいというようなことにはなっていないのです。特に100 ㎡以上であれば開くというふうになっていますから、その100 倍以上の面積を処分しようという時に、これは課長会とか執行部の会合の中で逐次話をしているから、それで事足りるかなというようなものでもないと思います。

はっきり言って、今までにも私が感じているところが、こういった行政の手続について杜 撰、稚拙、そういったところを凄く感じます。ですから今回お尋ねしたのです。

残念ながら私の悪い方の予測が当たってしまって、開催していないということでした。これが要綱として有る以上、本当に開催しなくて、これをこのままにして良いのかどうかというのが非常に疑問に思います。これは連合審査の対象にもなっていますので、その中で議論したいと思います。

これはなっていないのですか分かりました。それでは委員会の中で議論します。

#### ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

仲野 守君。

#### ○4番 仲野 守君

財産の処分が8561万4千円、これを㎡当たりに換算すると約8千何百円になると思います。もし差し支えなかったら、不動産鑑定士において出された鑑定価格ではなかろうかと思います。鑑定された不動産鑑定士の名前を教えて頂きたいと思います。

#### ○議長 川野 高實君

建設課長。

### ○建設課長 森 茂樹君

不動産鑑定士の名前については確認していません。

# ○議長 川野 高實君

確認して来て下さい。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時53分

再会 13時58分

## ○議長 川野 高實君

会議を再開します。

建設課長。

# ○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

会社名は西日本開発コンサルタント株式会社です。住所は福岡市南区平和2-7-24でございます。以上です。

# ○議長 川野 高實君

仲野 守君。

# ○4番 仲野 守君

何でお聞きしたかと申しますと、私は今年の3月にじん芥処理施設組合の緩衝地の件について一般質問いたしました。特定の所、車も誰も入れない緩衝地でありながら、鑑定結果が m 当たり 1 万 1 6 0 0 円です。こちらは通りの横でもあり、約8300円ぐらいにしかなりません。

もし鑑定士さんが同じだったら、おかしな、無謀な鑑定の仕方だなと思います。今日も今から先、建て替えについて財産購入をされるので、私が言うまでもなくご存じだと思いますが、鑑定結果が1万1600円で出ていましたので、気になったからお尋ねいたしました。以上です。答えはいりません。

### ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時59分

再会 16時38分

### ○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第3 議案第51号から日程第5 議案第53号の3件を一括して議題とします。 本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 栗田民生産業委員長。

### ○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第51号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例。

議案第52号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第53号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり附帯意見を付すこととします。

議案第53号について、当該予算を編成するに当たって、町有財産審議会を開かずに予算を 計上したことは遺憾であります。今後はそのようなことがないよう厳重に注意します。 以上です。

# ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第53号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第52号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第53号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第6 議案第54号から日程第9 議案第57号までの4件を一括して議題とします。 本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 原総務文教委員長。

## ○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第54号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第3号。

議案第55号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

議案第56号 平成24年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号。

議案第57号 財産の処分

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

# ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第57号について質疑はありませんか。

岡﨑 邦博君。

#### ○12番 岡﨑 邦博君

議案第57号については、委員長報告では原案のとおり可決ということでしたが、先程の 議案質疑の中で、町有財産審議会の開催がなくて、この議案を提案することは手続き上問題 があるのではないかということで、指摘をさせて頂きました。

この町有財産審議会の開催について、どのように審議をされた過程に於いて原案のとおり 可決となったのかをお尋ねします。

# ○議長 川野 高實君

原総務文教委員長。

## ○6番 原 哲也君

総務文教委員会におきまして、慎重審議の結果、可決となっています。

## ○議長 川野 高實君

岡﨑 邦博君。

## ○12番 岡﨑 邦博君

慎重審議はされたのは分かりますが、可決に至る具体的な審査について、こういうポイントがありながら可決に至ったというようなことでお尋ねしたいのですが。

## ○議長 川野 高實君

原総務文教委員長。

# ○6番 原 哲也君

総務文教委員会におきまして、本会議と連合審査時の各委員の疑問点について、副町長より再度説明を受け、その後慎重審議の結果、可決に至りました。

#### ○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第55号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第56号 平成24年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第57号 財産の処分を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第4回臨時会を閉会します。

閉会 16時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員田中二三輝

議員 原 哲也